

介保第228号  
ワ推第129号  
令和4年12月2日

奈良県内高齢者施設の長 様

奈良県 福祉医療部  
医療・介護保険局 介護保険課長  
医療政策局 新型コロナワクチン接種推進室長  
(公 印 省 略)

介護等従事者のオミクロン株対応ワクチン接種の接種促進について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等の入所者等に対する標記ワクチンの接種については、別添1のとおり協力を依頼しているところですが、入所者はもちろん介護等従事者に対する接種促進も非常に重要です。

入所者等と合わせて施設で実施する予定の場合には、貴施設の接種を希望する従事者が、年内に接種を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。

また、施設で実施せず、各従事者には住民接種により対応いただく方針の場合は、貴職におかれましては、希望する全ての対象者が年内に接種を受けられるよう、下記の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 職員等へのワクチン接種に関する周知

職場内メール、職場内掲示等において、国が提供する広報資材などを活用・提供することなどにより、個々の職員等にワクチン接種に関する情報が確実に届くよう、積極的な周知をお願いいたします。なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまでご本人が納得した上で接種をご判断いただくものですので、職員等への情報提供にとどめ、個々の職員等に要請することまでは必要ありませんのでご留意ください。

(年内接種の広報ポスター)

① <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118502.pdf>

② <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000118484.pdf>

(リーフレット)

① <https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf>

② <https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf>

### 2. ワクチン接種が受けやすくなるよう休暇や労働時間の取扱いについて

別添2「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、職員等が接種を受けやすい環境作りをお願いいたします。